

議第 75 号

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険条例（平成16年下呂市条例第101号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（罰則） 第29条 市は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。	（罰則） 第29条 市は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） マイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、被保険者証が廃止となるため、被保険者証の返還に応じない者に関する部分を削ります。

（第 29 条関係）

（2） この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行します。

（附則関係）